

閲覧図書の訂正について

閲覧開始日時：令和8年8月7日、午前9時

事業名：みやぎ県北広域汚泥肥料化事業

閲覧図書の訂正事項

<訂正>

○入札説明書

タイトル	訂正事項	説明
1 3 総合評価項目及び落札者決定基準 (1 3 ページ)	別添のとおり	(2) 価格評価点の「ウ 価格以外の評価点の算出にあたっての評価項目と配点は表13.1に示すとおりとする。」を「(3) 価格以外の評価点 ア 価格以外の評価点の算出にあたっての評価項目と配点は表13.1に示すとおりであり、技術提案書により行う。」に訂正しました。
1 3 総合評価項目及び落札者決定基準 (1 3 ページ)	別添のとおり	(2) 価格評価点の「エ」を(3) 価格以外の評価点の「イ」に訂正しました。
1 3 総合評価項目及び落札者決定基準 (1 3 ページ)	別添のとおり	(2) 価格評価点の「オ」を「(4) 総合評価点ア」に訂正しました。
1 3 総合評価項目及び落札者決定基準 (1 3 ページ)	別添のとおり	「(3)」を「(5)」に訂正しました。

○維持管理契約書（案）

タイトル	訂正事項	説明
第17条 汚泥の供給量、性状等 (7 ページ)	別添のとおり	第17条第2項第1号に記載の「廃棄物処理法施行規則第1条の2別表第5」を「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）別表第1の1の項から24の項の第1欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第2欄」に訂正しました。

○要求水準書

タイトル	訂正事項	説明
3-3 整備対象施設と処理対象物の量及び性状 (1 0 ページ)	別添のとおり	(3) 汚泥性状等に記載の「脱水汚泥の性状範囲は」を、「脱水汚泥の性状範囲の目安は」に訂正しました。
3-11 環境への配慮 (2 1 ページ)	別添のとおり	(2) 振動に係る規制基準の昼間の基準値を「65デシベル」から「60デシベル」に、夜間の基準値を「60デシベル」から「55デシベル」に訂正しました。
3-11 環境への配慮 (2 3 ページ)	別添のとおり	(4) 汚水排水基準に記載の「汚水排水基準は、表 3-10の基準値を満足すること。」を、「汚水排水基準は、表 3-10の基準値を満足することとし、水質と排水量について県と事前に協議すること。なお、返流負荷量については、約210kg/日を上限とするBOD濃度で排水すること。」に訂正しました。
3-11 環境への配慮 (2 4 ページ)	別添のとおり	表3-10汚水排水の基準値において、シアン化合物の基準を「0.1mg/l」から「1mg/l」に、有機燐化合物の基準を「0.5mg/l」から「1mg/l」に、フェノール類の基準を「0.5mg/l」から「5mg/l」に、銅及びその化合物の基準を「1mg/l」から「3mg/l」に、項目のうち「チラウム」を「チウラム」に訂正しました。

タイトル	訂正事項	説明
4-4 施設に関する要求水準 (38ページ)	別添のとおり	(1) 3)①二次処理水に記載の「また、二次処理水の取水量上限は、次に記載のとおりとし、事業者は流量計により取水量を計測すること。」を、「また、二次処理水の取水量上限は、次に記載のとおりとし、事業者は流量計により取水量を計測すること。ただし、事業開始後の汚泥量の増加等、やむを得ない事情による場合は県と事業者が協議して変更することとする。」に訂正しました。
【別紙1】区域概要 (2ページ)	別添のとおり	(1)都市計画区域の「内」を「外」に、(3)市街化調整区域の「内」を「外」に、(4)用途地域の「区域外(容積率200%、建ぺい率70%)」を「区域外」に、(9)振動規制の「指定区域外(特定施設に該当する場合、第一種区域の基準を適用)」を「第一種区域 昼間(午前8時から午後7時まで)60 デシベル 夜間(午後7時から翌日の午前8時まで)55 デシベル」に訂正しました。
【別紙4】汚泥性状等の実績値 (72ページ)	別添のとおり	2.汚泥溶出試験結果一覧に記載のトリクロロエチレンの基準値(mg/l)を「0.3以下」から「0.1以下」に訂正しました。
【別紙11】責任分界点 (140ページ)	別添のとおり	電線管及び地下管廊のおおよその埋設位置を示すため図面を訂正しました。
【別紙15】要求水準適合確認票 (202ページ)	別添のとおり	3基本条件のNo.18の(4)汚水排水基準に記載の「汚水排水基準は、表3-10の基準値を満足すること。」を、「汚水排水基準は、表3-10の基準値を満足することとし、水質と排水量について県と事前に協議すること。なお、逆流負荷量については、約210kg/日を上限とするBOD濃度で排水すること。」に訂正しました。
【別紙15】要求水準適合確認票 (207ページ)	別添のとおり	4設計・工事に関する要求水準のNo.89の(6)警備・保安に記載の「事業者は、労働者の管理について全責任を負うこと。」を、「事業者は、工事期間中、適切な仮囲い、照明その他の危険防止設備を設置すること。」に訂正しました。
【別紙15】要求水準適合確認票 (208ページ)	別添のとおり	4設計・工事に関する要求水準のNo.115の(1) 3)①二次処理水に記載の「また、二次処理水の取水量上限は、次に記載のとおりとし、事業者は流量計により取水量を計測すること。」を、「また、二次処理水の取水量上限は、次に記載のとおりとし、事業者は流量計により取水量を計測すること。ただし、事業開始後の汚泥量の増加等、やむを得ない事情による場合は県と事業者が協議して変更することとする。」に訂正しました。

○様式集

タイトル	訂正事項	説明
2 作成要領 2-2 各書類 (4)技術資料	別添のとおり	「ウ 提出部数については、入札説明書「11 入札方法等」に定める部数を提出すること。なお、副本(添付資料等を含む。)については社名やロゴマーク等入札者を特定できる表記はしない。」を、「ウ 提出部数については、入札説明書「11 入札方法等」に定める部数を提出すること。」に訂正しました。
2 作成要領 2-2 各書類 (5)技術提案書	別添のとおり	「技術提案書は、技術資料の内容を評価項目ごとに抜粋して作成する。」から「技術提案書は、技術資料の内容を評価項目ごとに抜粋して作成することとし、入札説明書11(4)に定める総合評価は本資料により行う。」に訂正しました。

タイトル	訂正事項	説明
様式第2-2号 維持管理・運営業務	別添のとおり	様式2-2 維持管理・運営業務の枚数上限について、「A 4 2 枚以内」から「A 4 12 枚以内」に訂正しました。
様式第8号 要求水準適合確認表	別添のとおり	3 基本条件のNo. 18の(4)汚水排水基準に記載の「汚水排水基準は、表 3-10の基準値を満足すること。」を、「汚水排水基準は、表 3-10の基準値を満足することとし、水質と排水量について県と事前に協議すること。なお、逆流負荷量については、約210kg/日を上限とするBOD濃度で排水すること。」に訂正しました。
様式第8号 要求水準適合確認表	別添のとおり	4 設計・工事に関する要求水準のNo. 89の(6)警備・保安に記載の「事業者は、労働者の管理について全責任を負うこと。」を、「事業者は、工事期間中、適切な仮囲い、照明その他の危険防止設備を設置すること。」に訂正しました。
様式第8号 要求水準適合確認表	別添のとおり	4 設計・工事に関する要求水準のNo. 115の(1) 3) ①二次処理水に記載の「また、二次処理水の取水量上限は、次に記載のとおりとし、事業者は流量計により取水量を計測すること。」を、「また、二次処理水の取水量上限は、次に記載のとおりとし、事業者は流量計により取水量を計測すること。ただし、事業開始後の汚泥量の増加等、やむを得ない事情による場合は県と事業者が協議して変更することとする。」に訂正しました。

入札説明書

(3) 価格以外の評価点

ア 価格以外の評価点の算出にあたっての評価項目と配点は表 13.1 に示すとおりであり、技術提案書により行う。

表 13.1 価格以外の評価点に関する評価項目と配点

評価項目	詳細（評価の視点）	配点
事業の実施方針等 (8 点)	(1) 事業の実施方針・継続性	4 点
	(2) 事業計画（設計・工事・維持管理・運営）	4 点
臭気対策等環境配慮 (12 点)	(1) 臭気（施設の稼働時・停止時、汚泥搬入時、肥料搬出時など）	8 点
	(2) その他環境（建設時・運営時（騒音、振動など））	4 点
肥料の高品質化、流通・利用 (10 点)	(1) 高品質化（肥料の成分の安定化、汚泥量や性状の変動に対する安定性など）	4 点
	(2) 流通・利用（需要創出、販売促進）	6 点
地域貢献 (8 点)	(1) 建設、維持管理・運営における地元人材、県内企業参画（地域人材率、県内企業率など）	4 点
	(2) 地域経済（資材調達、物品調達など）	4 点
その他 (2 点)	(1) 事業の PR・イメージ向上（地域への説明、認知度向上、見学受入れなど）	1 点
	(2) その他提案	1 点
合計		40 点

イ 表 13.2 に示す 5 段階評価による得点化方法により評価項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。

表 13.2

評価基準	得点化方法
当該評価項目について、極めて良好である場合	配点×1.0
当該評価項目について、優良である場合	配点×0.75
当該評価項目について、要求水準を上回る場合	配点×0.50
当該評価項目について、要求水準をわずかに上回る場合	配点×0.25
当該評価項目について、要求水準と同等である場合	配点×0.0

(4) 総合評価点

ア 総合評価点は次式により算定する。

総合評価点（100点満点）＝価格評価点＋価格以外の評価点

（評価点は小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位とする。）

(5) 落札者の決定方法

ア 入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。

イ 上記アにおいて、総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とし、入札価格が同じ場合はくじ引きにより落札候補者を決定する。

ウ 落札候補者が提出した技術提案書の確認審査において不適格と判断した場合は、落札者とししない。

維持管理契約書（案）

（肥料の製造）

第 14 条 受注者は、本施設で受け入れた脱水汚泥を原料として、肥料（本施設により要求水準書等及び技術資料に基づき製造される肥料をいう。以下同じ。）を製造しなければならない。

2 肥料の製造に当たっては、要求水準書等及び技術資料に基づき、発注者と受注者が協議の上で肥料の品質に係る自主管理値を決定するものとする。発注者は、報告書、モニタリングその他の方法による確認結果を元に、第 21 条各号の基準に則り、必要な措置を行う。

3 自主管理値を満たさない肥料（以下「規格外肥料」という。）の運搬、保管、再処理その他処分（以下本条において「処分等」という。）は、受注者が自らの負担と責任で行うものとする。また、受注者は、規格外肥料の処分等に当たって、要求水準書等及び技術資料に基づき、原則としてその全量を再資源化しなければならない。

4 前項の規定は次の各号に掲げる場合は適用せず、規格外肥料の処分等に要する費用は発注者が自らの負担で行う。ただし、この場合においても、発注者の求めに応じて、受注者は運搬や搬出先の確保を行わなければならない。

（1）規格外肥料が生成された原因が本施設に搬入された脱水汚泥のみに直接的に起因することを受注者が明らかにし、社会通念上の因果関係が認められる場合

（2）第 40 条に定める不可抗力に起因する場合

（3）その他やむを得ないものと発注者が認める場合

（肥料の授受）

第 15 条 製造された肥料が規格外肥料に該当する場合を除き、発注者は肥料を受注者に提供し、受注者は、提供された肥料を頭書の肥料買取契約金額単価により全量買い取るものとする。

2 肥料の所有権は、業務の遂行過程で、要求水準書等及び技術資料に基づく計量設備で計量した時点で発注者から受注者に移転されるものとし、その時点で発注者による受注者に対する引渡し完了したとみなされるものとする。

3 受注者は、この契約に基づき発注者から買い取る肥料の全量について、要求水準書等及び技術資料に基づき流通及び販売を行う。発注者は、肥料の利用促進及び周知について、要求水準書等に基づき協力を行うものとする。

（肥料の貯留と安全管理）

第 16 条 受注者が本施設から製造された肥料を買取り後、肥料を販売及び受け渡しするまでの貯留については、要求水準書等及び技術資料に定めるところに従うものとする。

2 受注者は、肥料の販売、受け渡し時において、利用者に対する安全管理を十分に行わなければならない。

（汚泥の供給量、性状等）

第 17 条 受注者は、要求水準書等に定める脱水汚泥の供給量や性状等が変動し得ることを踏まえ、これを全量受け入れることを前提に柔軟に対応するものとする。

2 次の各号に掲げる場合、受注者は発注者に対して、当該逸脱分又は処理不可能物混入部分に

維持管理契約書（案）

ついて脱水汚泥の受入れ及び肥料の製造を行うことができない旨、また、その費用負担等について協議をしたい旨を、書面により申し出を行うことができ、発注者は申し出について協議に応じるものとする。脱水汚泥の供給量や性状等が施設性能等の上限を超える場合、双方による協議が整うまでの間は、受注者は脱水汚泥を規格外肥料として処理し、運搬及び処理に要した費用については、発注者が負担する。

（１）発注者から搬入される脱水汚泥の性状等が金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 5 号）別表第 1 の 1 の項から 2 4 の項の第 1 欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第 2 欄に定める重金属含有量規制値の範囲を逸脱する場合

（２）発注者から搬入される脱水汚泥に、発注者の責により処理不可能物が混入していた場合

3 発注者は、次に掲げる場合、あらかじめ受注者と協議しなければならない。受注者は要求水準書等及び技術資料に定めるところに従い、協議に応じなければならない。

（１）要求水準書等に基づき決定した汚泥搬入計画に定める範囲を超える量の脱水汚泥を施設に搬入しようとする場合

（２）要求水準書等に示す処理対象施設以外からの脱水汚泥を搬入する場合

（住民対応等）

第 18 条 受注者は、要求水準書等及び技術資料に基づき、本業務に関する住民からの要望、苦情等の受付及び対応を行い、発注者は受注者に協力するものとする。また、受注者は、発注者が住民協定等を締結した場合、十分理解してこれを遵守するものとし、常に適切に本業務の遂行を行うことにより、住民の信頼と理解、協力を得よう努力しなければならない。

2 発注者及び受注者は、本事業に関して地域の環境保全その他関連事項について協議や調整を行う協議会等が設置された場合には、自らの費用でこれに参加し必要な役割を担うものとする。

（備品及び消耗品等）

第 19 条 受注者は、本業務の遂行に必要な本施設内の備品及び消耗品等（工事請負契約書に基づき発注者が取得した本施設の固定資産を除く、本業務の遂行に必要な一切の物品を指す。以下同じ。）を、すべて受注者の費用と責任で調達し、かつ管理するものとする。

2 受注者は、履行期間中、本施設内の備品及び消耗品等を常に良好な状態に保つものとする。

3 第 1 項の規定に基づき受注者が調達した備品及び消耗品等の所有権は、受注者に帰属するものとする。

なお、肥料の製造過程において、脱水汚泥に対して使用又は添加するものについては、その使用又は添加の時点で消費されたものとみなし、民法第 245 条の規定は適用せず、第 15 条の規定により受注者に引渡す前の脱水汚泥の所有権の全部は発注者に帰属するものとする。

（業務遂行体制の整備）

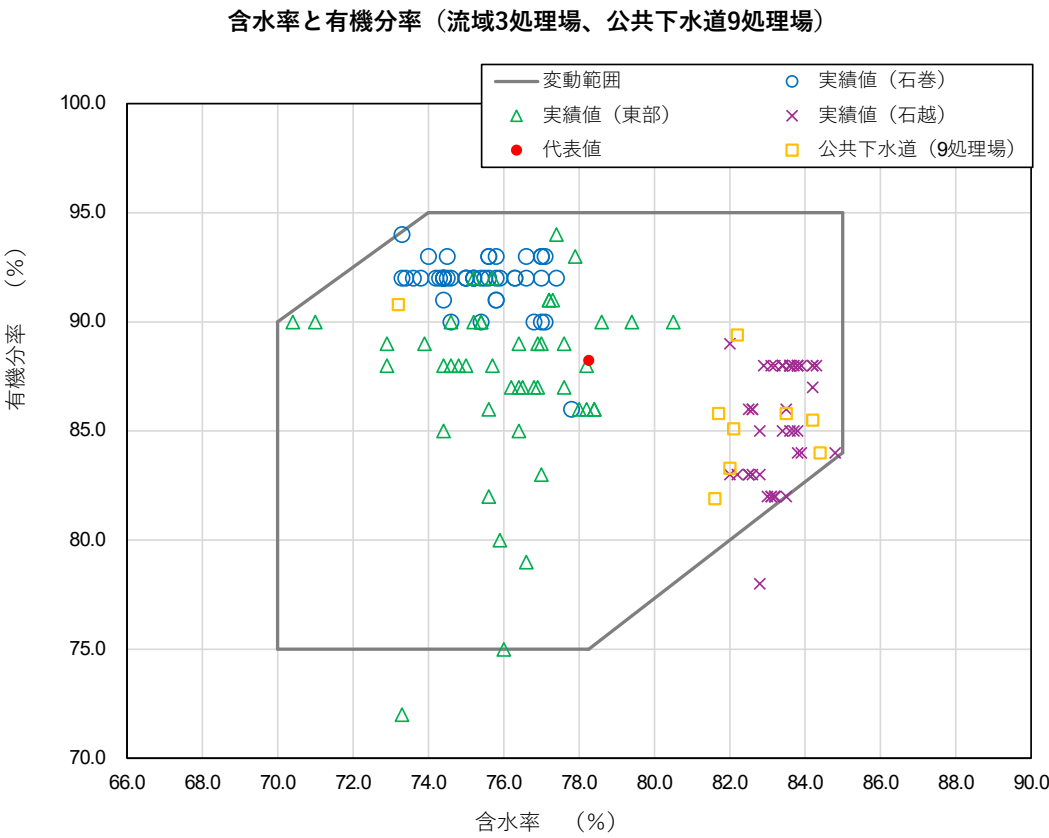
第 20 条 受注者は、本業務の遂行に先立って、要求水準書等及び技術資料に従い、それぞれの業務の実施体制に必要な人員を確保し、かつ当該業務を遂行するために必要な訓練、研修等を行うものとする。この場合において、本業務の遂行のために有資格者が必要なときは、受注者は、

要求水準書

(3) 汚泥性状等

東部下水道事務所が所管する各浄化センター、及び周辺の公共下水道から搬出される脱水汚泥の性状範囲の目安は図 3-4 のとおりであり、記載の変動範囲に対応出来る施設とすること。

また、汚泥性状等の実績値を「別紙 4 汚泥性状等の実績値」に示す。



項 目	代表値	変動幅
含水率	78.2%	70.0 ～ 85.0%
有機分率	88.2%	75.0 ～ 95.0%

図 3-4 汚泥性状範囲

要求水準書

(2) 振動に係る規制基準

振動に係る環境基準は、石越浄化センターの敷地境界において表 3-6 の基準を満足すること。なお、各種基準値の測定方法については、関連法令等に準ずること。

表 3-6 振動の基準値

昼 間	夜 間
午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
60 デシベル	55 デシベル

県公害防止条例を準用

(3) 悪臭に係る規制基準

悪臭に係る環境基準は、周辺地域の生活環境が本事業の着手前より悪化することがないよう、表 3-7 の基準を満足すること。なお、各種基準値の測定方法については、関連法令等に準ずること。

表 3-7 で基準値となる「現状の臭気指数」については、事業者が試運転開始までに、通年の臭気を測定（月 1 回以上、年 12 回以上）し、月毎の基準値設定について、県と協議して決定すること。なお、県が令和 7 年度に実施した臭気測定結果を表 3-8 及び「別紙 8 臭気測定結果」に示すので、検討の参考とすること。

また、測定箇所について、敷地境界については、本施設と周辺住居を結んだ線と、敷地境界線の交点(3 箇所以上)を基本に、また、排出口については、脱臭装置排気口、換気口、脱臭設備入口などの臭気排出口を基本に、それぞれ県と協議して決定すること。

表 3-7 悪臭の基準値

敷地境界		排出口
臭気指数 15 又は現状の臭気指数の内、 いずれか低い値	臭気強度 2.5	悪臭防止法第 4 条第 2 項に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数

※臭気指数とは、臭気を総体として捉えた数値のことで、特定悪臭物質からの臭気に加えて未規制物質による臭気も対象となる。

※臭気排出強度とは、煙突や排出口から排出される臭気の総量的な排出強度を示す指標で、臭気濃度と排ガス量を掛け合わせた値のこと。

※臭気強度とは、においの強さを数値化したもので、悪臭防止法にて特定悪臭物質毎に濃度 ppm が規制されている。(表 3-9 参照)

※敷地境界においては、上記の臭気指数と臭気強度の両基準を満足するとともに、測定結果は、臭気要因の分析等に活用すること。

※排出口の基準値は、敷地境界の基準値（臭気指数 15 又は現状の臭気指数の内、いずれか低い値）を基礎として算出すること。

要求水準書

表 3-9 規制基準が設定される特定悪臭物質名と臭気強度に対応する濃度

特定悪臭物質名	臭気強度に対応する濃度 (ppm)		
	臭気強度 2.5	臭気強度 3.0	臭気強度 3.5
	臭気指数 10～15 に相当	臭気指数 12～18 に相当	臭気指数 14～21 に相当
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

環境省環境 臭気対策行政ガイドブックより

(4) 汚水排水基準

汚水排水基準は、表 3-10 の基準値を満足することとし、水質と排水量について県と事前に協議すること。なお、返流負荷量については、約 210kg/日を上限とする BOD 濃度で排水すること。

要求水準書

表 3-10 汚水排水の基準値

項目		排水基準
温度		45 度未満
水素イオン濃度 (pH)		5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量 (BOD)		600mg/l
浮遊物質 (SS)		600mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5mg/l
	動植物油脂類含有量	30mg/l
沃素消費量		220mg/l
カドミウム及びその化合物		0.03mg/l
シアン化合物		1mg/l
有機燐化合物		1mg/l
鉛及びその化合物		0.1mg/l
六価クロム化合物		0.2mg/l
砒素及びその化合物		0.1mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg/l
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/l
トリクロロエチレン		0.1mg/l
テトラクロロエチレン		0.1mg/l
ジクロロメタン		0.2mg/l
四塩化炭素		0.02mg/l
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/l
1,1-ジクロロエチレン		1mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/l
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/l
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/l
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/l
チウラム		0.06mg/l
シマジン		0.03mg/l
チオベンカルブ		0.2mg/l
ベンゼン		0.1mg/l
セレン及びその化合物		0.1mg/l
フェノール類		5mg/l
銅及びその化合物		3mg/l
亜鉛及びその化合物		2mg/l
鉄及びその化合物 (溶解性)		10mg/l
マンガン及びその化合物 (溶解性)		10mg/l
クロム及びその化合物		2mg/l
ふっ素及びその化合物		8mg/l
ほう素及びその化合物		10mg/l
1,4-ジオキサン		0.5mg/l
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		380mg/l

※1「検出されないこと」とは、水質汚濁防止法第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

要求水準書

- ⑥ 基礎良質な地盤に支持させ、地震に対して安全なものとする。基礎構造は上部構造の形式、規模及び支持地盤の条件並びに施工性等を総合的に検討し決定すること。
- ⑦ 機械設備については「下水道施設の耐震対策指針と解説-2025年版-（日本下水道協会）」に準拠すること。また、電気設備についても同様に「下水道施設の耐震対策指針と解説-2025年版-（日本下水道協会）」に準拠した耐震設計を行うこと。

2) 計測

事業者は、適切な維持管理・運営に資するため、次の項目について計測する設備を設けること。

- ① 脱水汚泥量
- ② 受電電力量、受電力率、二次処理水使用量、汚水排水流量、上水使用量、燃料（A重油等）使用量、薬品使用量
- ③ 排出ガス濃度（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん）（大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設に該当する場合）
- ④ 肥料製造量、肥料搬出量
- ⑤ その他必要と認める事項（技術評価項目に関する事項等）

3) ユーティリティ等

① 二次処理水

本施設の運転に用水及び雑用水等が必要な場合、石越浄化センター内の二次処理水を無償で提供可能である。事業者は、二次処理水の取水・送水に必要な用水設備を設け、これを保守点検すること。なお、構造上等の理由で浄化センター維持管理者が用水設備を保守点検する場合は、その費用は事業者が負担すること。

また、二次処理水の取水量上限は、次に記載のとおりとし、事業者は流量計により取水量を計測すること。**ただし、事業開始後の汚泥量の増加等、やむを得ない事情による場合は県と事業者が協議して変更することとする。**なお、取水箇所は、塩素混和池の流入部とし詳細は「別紙 11 責任分界点」に示す。

二次処理水の取水量上限値	500m ³ /日
--------------	----------------------

② 上水

上水は、事業者が登米市上水配管から引き込むこと。施設へ供給できる必要な設備容量を想定し計画すること。なお、これに必要な手続きや調整は、事業者の責により行い、施設整備等にかかる費用は、事業者が負担すること。

要求水準書 別紙 1

別紙 1 区域概要

(1) 都市計画区域			外
(2) 計画道路			無
(3) 市街化調整区域			外
(4) 用途地域			区域外
(5) 防火地域			指定無
(6) その他の地区指定			建築基準法第 22 条指定区域内
(7) 日影に関する条例、電波障害、 その他の指導事項			無
(8) 騒音規制			第二種区域 昼間(午前 8 時から午後 7 時まで)55 デシベル 朝 (午前 6 時から午前 8 時まで) } 50 デシベル 夕 (午後 7 時から午後 10 時まで) } 夜間(午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)45 デシベル
(9) 振動規制			第一種区域 昼間(午前 8 時から午後 7 時まで)60 デシベル 夜間(午後 7 時から翌日の午前 8 時まで)55 デシベル
(10) 臭気規制		敷地境界線	臭気指数 15
		排出口	悪臭防止法第 4 条第 2 項に定める規制基準を基礎として、 悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数
		排水水	臭気指数 31
(11) 敷地条件	① 敷地面積		72,000 m ²
	② 敷地の 高低等	高低差	有
		がけ指定	無
	③ 地形状況		敷地内地盤高 T. P. +5.98m～T. P. +9.13m
	④ 土質	近隣の土質調査	有
	⑤ 敷地境界石		有
	⑥ 盛土、整地、土留め等の 必要性		有
⑦ 想定浸水深		T. P. +10.00m	

※ (8) 騒音規制 (9) 振動規制及び (10) 臭気規制について、本施設はこれに加えて、要求水準書に記載の基準を満足しなければならない。

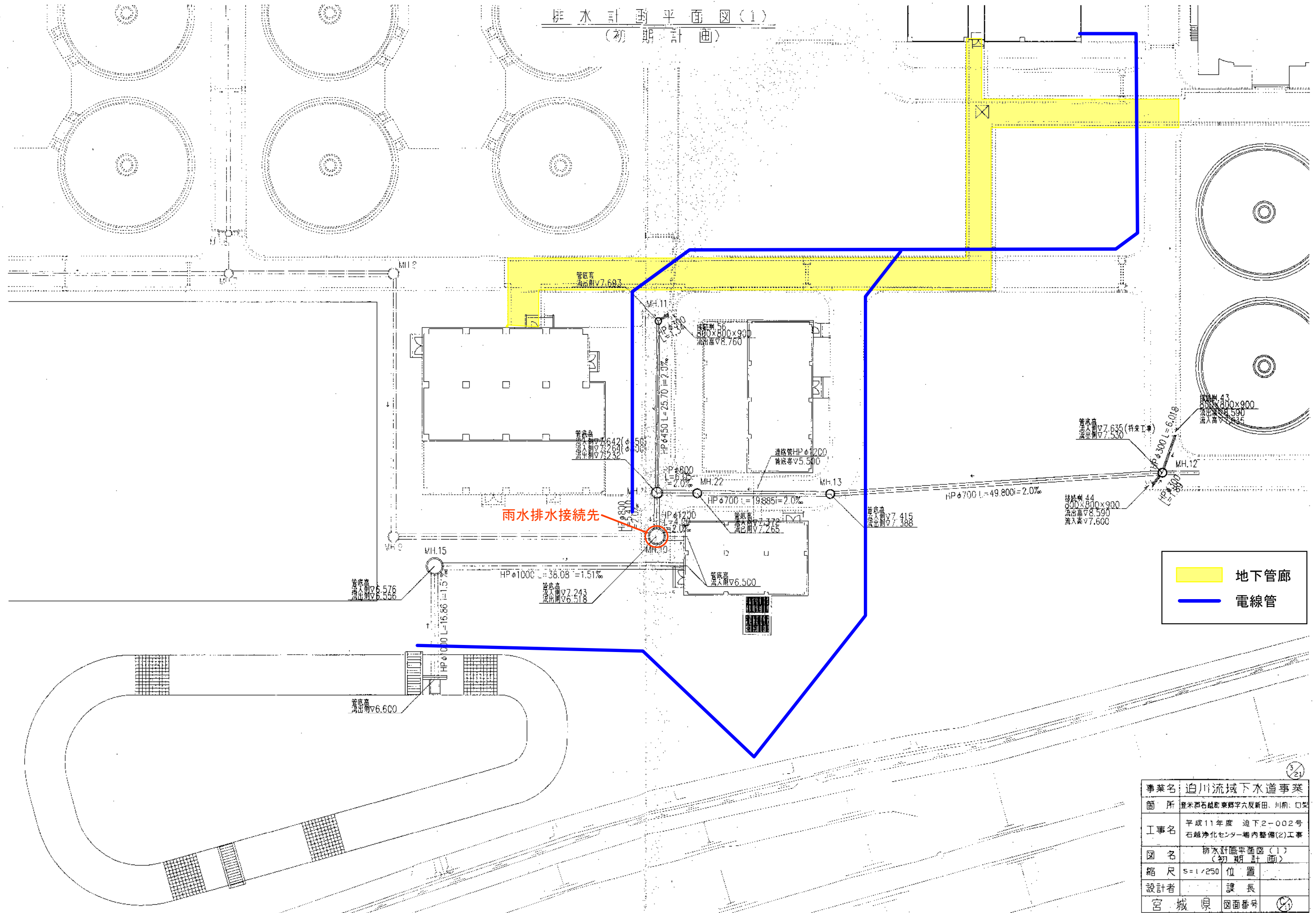
要求水準書 別紙 4

2. 汚泥溶出試験結果一覧

項目		基準値	石巻市		登米市			栗原市	大崎市	松島町	涌谷町	宮城県		
			あゆかわ	北上	佐沼環境	豊里	津山	瀬峰高清水	古川師山	松島	涌谷	石越	石巻	石巻東部
			R7.1.20	R7.1.21	R6.11.6	R6.11.6	R6.11.7		R6.6.12	—	R7.1.21	R5.12.6	R5.12.6	R5.12.6
アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	—	0.0005未満	不検出	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
水銀又はその化合物	mg/l	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	—	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
カドミウム又はその化合物	mg/l	0.09以下	0.009未満	0.009未満	0.009未満	0.009未満	0.009未満	—	0.001未満	0.01未満	0.009未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
鉛又はその化合物	mg/l	0.3以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	—	0.005未満	0.01未満	0.001未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
有機燐化合物	mg/l	1以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	—	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
六価クロム化合物	mg/l	1.5以下	0.05未満	0.05未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	—	0.04未満	0.01未満	0.05未満	0.02未満	0.02未満	0.04未満
砒素又はその化合物	mg/l	0.3以下	0.01未満	0.01未満	0.02	0.01未満	0.01	—	0.025	0.005未満	0.01未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
シアン化合物	mg/l	1以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	—	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	0.003以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	—	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
トリクロロエチレン	mg/l	0.1以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	—	0.002未満	0.01未満	0.001未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
テトラクロロエチレン	mg/l	0.1以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	—	0.0005未満	0.01未満	0.001未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
ジクロロメタン	mg/l	0.2以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	—	0.002未満	0.02未満	0.001未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
四塩化炭素	mg/l	0.02以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	—	0.0002未満	0.002未満	0.001未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	—	0.0004未満	0.004未満	0.001未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	1以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	—	0.002未満	0.02未満	0.001未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	—	0.004未満	0.04未満	0.001未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	—	0.0005未満	0.3未満	0.001未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	—	0.0006未満	0.006未満	0.001未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	—	0.0002未満	0.002未満	0.001未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
チウラム	mg/l	0.06以下	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	—	0.0006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満
シマジン	mg/l	0.03以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	—	0.0003未満	0.003未満	0.003未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
チオベンカルブ	mg/l	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	—	0.002未満	0.02未満	0.02未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
ベンゼン	mg/l	0.1以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	—	0.001未満	0.01未満	0.001未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
セレン又はその化合物	mg/l	0.3以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	—	0.002未満	0.005未満	0.01未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
1,4-ジオキサン	mg/l	0.5以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	—	0.005未満	0.05未満	0.05未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満

平成十二年十二月

排水計画平面図(1)
(初期計画)



地下管廊
電線管

事業名	迫川流域下水道事業		
箇所	登米郡石越町東郷字六反新田、川前、口梨		
工事名	平成11年度 迫下2-002号 石越浄化センター場内整備(2)工事		
図名	排水計画平面図(1) (初期計画)		
縮尺	5=1/250	位置	
設計者		課長	
宮城県	図面番号		

要求水準書 別紙 1 5

基本条件									
No.	区分	種別	細目	頁	性能要件	適否	参照箇所	代替案の概要	
4	3-1 事業実施場所及 び建設用地	(2) 建設用地		6	本事業の建設可能用地を図3-2に示す。事業者は、この中に本施設を建設する事業用地の範囲を定め、本事業期間において管理保全に努めること。なお、建設可能用地以外に事業用地を提案する場合は、県との協議により決定すること。	適 ・ 否			
5	3-5 処理汚泥量と施設 能力	(2) 施設能力		12	本施設の処理能力は、将来発生汚泥量の減少を考慮し、事業期間の中間年次(10年目)の日最大汚泥量55.19t/日を基本とする。 なお、施設能力の設定に当たっては、事業者は「別紙5 年次発生汚泥量と汚泥搬入条件」に示す年間処理汚泥量が全量受入れ可能な施設計画を提案すること。	適 ・ 否			
6	3-6 施設配置		(1)	13	汚泥の流れ及び肥料の搬出ルートを考慮し主要施設、設備を配置すること。	適 ・ 否			
7			(2)	13	各施設の配置は、全体の機能を十分考慮のうえ、効率よく配置すること。	適 ・ 否			
8			(3)	13	日常点検やメンテナンスに支障のないよう十分なスペースを確保すること。さらに維持管理作業等の動線、保安、緊急通路等についても、合理的な配置計画とすること。	適 ・ 否			
9			(4)	13	本施設の維持管理・運営等を行うための管理棟を事業者にて設けること。	適 ・ 否			
10			(5)	13	事業者は、図3-7に示す通り、既存管理棟1Fのうち、赤枠エリアを休憩スペースとして利用できるものとするが、利用に当たって、別途県及び浄化センター維持管理者と協議すること。なお、原子力災害時においては、東部下水道事務所の執務室として機能することから、事業者は優先的に使用できない場合がある。	適 ・ 否			
11			(6)	13	事業者は、図3-8に示す通り、既存管理棟2Fのうち、赤枠の会議室については、施設見学者対応等に利用できるものとするが、利用に当たって、別途県及び浄化センター維持管理者と協議すること。	適 ・ 否			
12	3-8 参画市町との関係	(4) 連絡会議		19	事業者は、連絡会議での協議、調整、報告事項に関して、基礎資料の提供や県の資料作成に協力すること。また、連絡会議には、必要に応じて県及び参画市町以外の者も出席することができるため、県が事業者の出席を求めた場合、事業者はこれに協力すること。	適 ・ 否			
13	3-9 関係法令等			20	本事業の実施に当たっては、関係する法令、規則、規格、基準等(最新版に準拠)を遵守すること。 なお、遵守すべき関係法令等は、「別紙6 関係法令等」に示す。	適 ・ 否			
14	3-10 基準、指針、仕様 書等			20	本事業の実施に当たっては、各工事に關連して公表されている基準及び仕様書等に準拠すること。基準及び仕様書等は、最新のものを使用すること。なお、準拠すべき基準及び仕様書等は「別紙7 基準、指針、仕様書等」に示す。	適 ・ 否			
15	3-11 環境への配慮	(1) 騒音に係る 規制基準		20	騒音に係る環境基準は、石越浄化センターの敷地境界においての基準を満足すること。なお、各種基準値の測定方法については、関連法令等に準ずること。 表3-4で基準値となる「現状騒音」については、事業者が試運転開始までに、通年の発生音を時間帯毎に測定(月1回以上、年12回以上)し、測定結果の平均値を基本に、県と協議して決定すること。なお、県が令和7年度に実施した騒音測定結果を表3-5に示すので、検討の参考とすること。 また、測定箇所については、本施設と周辺住居を結んだ線と、敷地境界線の交点(3箇所以上)を基本に、県と協議して決定すること。	適 ・ 否			
16		(2) 振動に係る 規制基準		21	振動に係る環境基準は、石越浄化センターの敷地境界において表3-6の基準を満足すること。なお、各種基準値の測定方法については、関連法令等に準ずること。	適 ・ 否			
17		(3) 悪臭に係る 規制基準		21	悪臭に係る環境基準は、周辺地域の生活環境が本事業の着手前より悪化することがないよう、表3-7の基準を満足すること。なお、各種基準値の測定方法については、関連法令等に準ずること。 表3-7で基準値となる「現状の臭気指数」については、事業者が試運転開始までに、通年の臭気を測定(月1回以上、年12回以上)し、月毎の基準値設定について、県と協議して決定すること。なお、県が令和7年度に実施した臭気測定結果を表3-8及び「別紙8 臭気測定結果」に示すので、検討の参考とすること。 また、測定箇所について、敷地境界については、本施設と周辺住居を結んだ線と、敷地境界線の交点(3箇所以上)を基本に、また、排出口については、脱臭装置排気口、換気口、脱臭設備入口などの臭気排出口を基本に、それぞれ県と協議して決定すること。	適 ・ 否			
18		(4) 汚水排水基 準		23	汚水排水基準は、表 3-10の基準値を満足することとし、水質と排水量について県と事前に協議すること。なお、返流負荷量については、約210kg/日を上限とするBOD濃度で排水すること。	適 ・ 否			
19		(5) その他		25	事業者は、ばい煙や粉じん等の前述した項目以外の環境汚染物質が発生する施設を整備する場合は、大気汚染防止法及び県の公害防止条例に基づく基準を満足し、届出等の手続きを実施すること。	適 ・ 否			

要求水準書 別紙 1 5

4 設計・工事に関する要求水準

No.	区分	種別	細目	頁	性能要件	適否	参照箇所	代替案の概要
83	4-3 施工管理	(2) 整地		33	仮設工事に必要な整地及び仮設工事に使用した範囲の土地の整地は、事業者にて行うこと。	適 ・ 否		
84				33	工事前仮設物は工事完成までに撤去し、撤去跡及び付近の清掃及び地ならし等を行うこと。その際の残土処分については事業者の責任により適正に行うこと。	適 ・ 否		
85		(4) 安全衛生管理		34	事業者は、労働者の管理について全責任を負うこと。	適 ・ 否		
86		(5) 災害の防止		34	事業者は、工事期間中の各種災害の防止に必要な措置を講じること。	適 ・ 否		
87				34	事業者は、工事期間における火災、水害、その他の全ての損害に対して、工事現場及びこれに付随する財産及び人員を保護する責任を負うこと。	適 ・ 否		
88				34	事業者は、火災、暴風、豪雨その他不時の災害の際、必要な人員を出動させることが可能な体制を常に整えておくこと。	適 ・ 否		
89		(6) 警備・保安		34	事業者は、工事期間中、適切な仮囲い、照明その他の危険防止設備を設置すること。	適 ・ 否		
90		(7) 公害防止・環境保全		34	工事中発生する粉じん、騒音、振動、水質汚濁、悪臭、その他の公害の発生については、関係法令、要求水準に記載の要件を遵守するとともに、県の指示に従い、十分防止するように努めること。	適 ・ 否		
91				34	工事機械は低騒音及び低振動の機材を積極的に使用し、建設機械を使用するに当たっては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正：平成13年4月9日国土交通省告示第487号)に準拠すること。	適 ・ 否		
92				34	工事の実施に伴う周辺への騒音、振動及び地盤沈下並びに地下水位低下等の公害を防止する工法を採用すること。	適 ・ 否		
93				35	工事現場周辺での工事車両による事故及び交通渋滞の防止のため、交通誘導員を配置すること。	適 ・ 否		
94				35	工事現場内から退場する車両のタイヤの付着土砂による道路の汚れを防止するため、場内にタイヤ洗浄に関わる設備を設けること。	適 ・ 否		
95		(8) 地中障害物		35	事業予定地において予見できない地中障害物が発見された場合には、その時点で県と協議を行い、適宜対応策を検討すること。地中障害物については、「別紙2 敷地内埋設物」を参照のこと。	適 ・ 否		
96		(9) 電波障害発生防止		35	建屋の形状等を考慮して、電波障害の調査を行い、発生を防止すること。	適 ・ 否		
97		(10) 建設廃棄物の取り扱い		35	本施設の工事に伴って発生する建設廃棄物等は、廃棄物処理法、建設リサイクル法、その他関係法令、関連ガイドライン等を遵守し適正に処理又は処分すること。	適 ・ 否		
98		(11) 建設副産物の再生資源化等		35	建設発生土は極力場内で再利用し、仮置きする場合には飛散・流出対策を講じること。	適 ・ 否		
99				35	場外に搬出する際には、荷台をシートで覆う等、飛散防止に適切な措置を講じること。	適 ・ 否		
100				35	再利用・再資源化に努めてもやむを得ず発生する建設廃棄物については、廃棄物処理法、建設リサイクル法、建設廃棄物処理ガイドライン等に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。	適 ・ 否		
101		(12) 復旧等		35	事業者は、一般道及び施工範囲内外における設備等の損傷防止及び汚染防止に努めること。	適 ・ 否		
102				35	損傷又は汚染等が生じた場合には、直ちに県に報告し、対応を行うとともに県に復旧計画書を提出すること。	適 ・ 否		
103				35	復旧計画書の承認を得た上で、事業者の負担により、当該損傷又は汚染等を速やかに復旧すること。	適 ・ 否		
104		(13) 保険		36	事業者は、本施設の施工に際しては、火災保険又は工事保険(これに準ずるものを含む。)等に加えること。	適 ・ 否		
105		(14) 建築工事監理		36	建築部分の工事監理は、設計を行った者以外の者が行うこと。	適 ・ 否		
106		(15) 現場環境改善		36	事業者は、工事現場の環境改善を図るため、表 4-1に記載のうち、項目毎に1内容以上、計5内容以上を事業者の負担で実施すること。なお、具体的な実施内容、実施期間について施工計画書に明記するとともに、工事完成時において現場環境改善の実施状況が分かる写真を県に提出すること。	適 ・ 否		

要求水準書 別紙 1 5

4 設計・工事に関する要求水準									
No.	区分	種別	細目	頁	性能要件	適否	参照箇所	代替案の概要	
107	4-4 施設に関する要求水準	(1) 施設全般に関する要求水準	1) 本施設における材料、機器仕様等	①	37	使用する材料、機器等は、全てそれぞれの用途に適合する欠陥のない製品で、かつ、全て新品とすること。また、使用条件に応じた耐熱性、耐食性、耐候性、耐摩耗性の優れたものを選定すること。なお、県が必要と判断した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を行うものとする。	適 ・ 否		
108				②	37	日本産業規格(JIS)、電気規格調査会標準規格(JEC)、日本電気工業会標準規格(JEM)、日本水道協会規格(JWWA)、空気調和・衛生工学会規格(HASS)、日本塗装工事規格(JPS)等の規格品とすること。	適 ・ 否		
109				③	37	適正な維持管理のもと、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)」第14条の規定に基づき国土交通大臣が定める処分制限期間以上及び「別紙10 標準耐用年数表」に示される標準耐用年数以上の使用に耐えられる構造とすること。	適 ・ 否		
110				④	37	機器、部材、部品等については交換、修繕、保守等によって維持管理・運営期間における施設、設備の機能を保つことのできる構造・材質であること。	適 ・ 否		
111				⑤	37	施設については、建築基準法、消防法等の関係法令を遵守し、所轄建築主事、所轄消防との事前協議を行い、自重、積雪荷重、積載荷重、風圧、土圧、水圧、地震動、その他本施設の稼動中に予測される振動及び衝撃に対して下水道施設としての安全を確保すること。	適 ・ 否		
112				⑥	38	基礎良質な地盤に支持させ、地震に対して安全なものとする。基礎構造は上部構造の形式、規模及び支持地盤の条件並びに施工性等を総合的に検討し決定すること。	適 ・ 否		
113				⑦	38	機械設備については「下水道施設の耐震対策指針と解説-2025年版-(日本下水道協会)」に準拠すること。また、電気設備についても同様に「下水道施設の耐震対策指針と解説-2025年版-(日本下水道協会)」に準拠した耐震設計を行うこと。	適 ・ 否		
114			2) 計測		38	事業者は、適切な維持管理・運営に資するため、次の項目について計測する設備を設けること。 ①脱水汚泥量 ②受電電力量、受電効率、二次処理水使用量、汚水排水流量、上水使用量、燃料(A重油等)使用量、薬品使用量 ③排出ガス濃度(硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん)(大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設に該当する場合) ④肥料製造量、肥料搬出量 ⑤その他必要と認める事項(技術評価項目に関する事項等)	適 ・ 否		
115			3) ユーティリティ等	① 二次処理水	38	事業者は、二次処理水の取水・送水に必要な用水設備を設け、これを保守点検すること。なお、構造上等の理由で浄化センター維持管理者が用水設備を保守点検する場合は、その費用は事業者が負担すること。 また、二次処理水の取水上限は、500m3/日とし、事業者は流量計により取水量を計測すること。 ただし、事業開始後の汚泥量の増加等、やむを得ない事情による場合は県と事業者が協議して変更することとする。 なお、取水箇所は、塩素混和池の流入部とし詳細は「別紙11 責任分界点」に示す。	適 ・ 否		
116				② 上水	38	上水は、事業者が登米市上水配管から引き込むこと。施設へ供給できる必要な設備容量を想定し計画すること。なお、これに必要な手続きや調整は、事業者の責により行い、施設整備等にかかる費用は、事業者が負担すること。	適 ・ 否		
117				③ 燃料	39	燃料が必要な場合、事業者が必要な設備を設置し、燃料を調達すること。燃料の貯蔵、取扱いに関しては、消防法で定められている指定数量に応じて所轄消防に設置許可申請又は届出を確実にすること。	適 ・ 否		
118				④ 電力	39	電力は、事業者が電気事業者より直接受電供給すること。事業者は、電力事業者と調整した上で必要な受電設備や外構(柵や塀等で事業用地を外観的に分離するもの)、乗入れ等を構築し、電力事業者と直接契約すること。なお、これに必要な手続きや調整は、事業者の責により行い、施設整備等にかかる費用は、事業者が負担すること。	適 ・ 否		
119			4) 施設の安定運転		39	脱水汚泥の量及び性状の変動に対して安定した運転が可能であること。	適 ・ 否		
120			5) 施設の安全対策	①	39	肥料の貯留容量、設備仕様、発熱及び発酵時対策等に関して、製造される肥料の発熱及び発酵特性を十分把握したうえで適正な対策を行い、消防法等、関係法令に準拠した設備とすること。	適 ・ 否		
121				②	39	製造時、貯留時及び運搬時等における発熱、発酵、粉じんによる事故等に関する対策を行うこと。	適 ・ 否		
122				③	39	災害等の緊急時は、脱水汚泥供給の遮断、温度、圧力の異常上昇防止及び可燃性ガスの排除運転を行うなど、施設を安全に停止できるシステムとすること。	適 ・ 否		
123				④	39	設備を安全に運転するために必要な制御電源及び計装電源は、無停電化を行うこと。	適 ・ 否		
124				⑤	39	災害時、故障時等のフェールセーフ機能として、インターロック回路の構築や適宜、予備機バックアップを考慮すること。	適 ・ 否		

様式集 作成要領

- ウ 提出部数については、入札説明書「1.1 入札方法等」に定める部数を提出すること。
- エ 技術資料については、図表及び絵・写真等を追加してよい。また、着色は自由とする。
- オ 各様式の記載事項について、様式間の不整合がないよう注意する。
- カ 県に提出する技術資料及び図面については電子データを CD-R（又は DVD-R）に保存し提出する。なお、技術資料については Microsoft Word（Windows 版）を基本とし、必要に応じ Microsoft Excel（Windows 版）を用い、セル内には数式を残すこと。なお、図等を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外のものを使用してもよい。また、上記オリジナルデータの他、PDF データも併せて CD-R（又は DVD-R）に保存する。
- キ 具体的提案がない場合は、「要求水準書のとおり」の記載をするなど、具体的提案がないことが分かる記述をして提出する。
- ク 技術資料の作成に当たって、他の参加者に内容等を教えたり、他の参加者の技術提案について問い合わせを行ったりした場合には、技術資料の無効、または談合等の疑いによる調査などを行う場合がある。

(5) 技術提案書

- 技術提案書は、技術資料の内容を評価項目ごとに抜粋して作成することとし、入札説明書 1.1 (4) に定める総合評価は本資料により行う。作成に当たっては、特に県の指示がない限り、次の事項に留意すること。
- ア 技術資料と同じパイプ式ファイルに綴ること。
 - イ 各ページの下中央に通し番号をふり、県から送付された資格確認結果通知書に記載された入札者番号を所定の欄に記入する。各様式のサイズや枚数を変更してはならない。
 - ウ 提出部数については、入札説明書「1.1 入札方法等」に定める部数を提出すること。なお、副本（添付資料等を含む。）については社名やロゴマーク等入札者を特定できる表記はしない。
 - エ 図表及び絵・写真等を追加してよい。また、着色は自由とする。
 - オ 各様式の記載事項について、様式間の不整合がないよう注意する。
 - カ 県に提出する技術提案書については電子データを CD-R（又は DVD-R）に保存し提出する。なお、Microsoft Word（Windows 版）を基本とし、図等を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外のものを使用してもよい。また、上記オリジナルデータの他、PDF データも併せて CD-R（又は DVD-R）に保存する。
 - キ 具体的提案がない場合は、「要求水準書のとおり」の記載をするなど、具体的提案がないことが分かる記述をして提出する。
 - ク 技術提案書の作成に当たって、他の参加者に内容等を教えたり、他の参加者の技術提案について問い合わせを行ったりした場合には、技術提案書の無効、または談合等の疑いによる調査などを行う場合がある。

(6) 入札価格

様式集 様式第2-2号

入札者番号	
-------	--

維持管理・運営業務

提 案 内 容
運転管理業務に関して、以下の事項について記載すること。 なお、提案に当たっては、様式は任意とし、A4 12枚までとする。 【共通事項】 1. 維持管理・運営業務 維持管理・運営業務に関して、人員の確保（有資格者等）雇用及び運営体制、勤務体制について具体的に記載すること。 2. 維持管理・運営業務管理 維持管理・運営業務管理に関して、安全衛生、安全確保、事故対策等について、具体的に記載すること。 また、運営体制として、事務部門、運転部門及び補助作業部門等について具体的に記載すること。 3. 情報管理 情報管理に関して、設備の運転、点検保守、整備、修繕、事故等の記録、保管及び本県との情報共有方法等について、具体的に記載すること。 4. 住民対応 住民対応に関して、周辺住民からの意見、苦情、問い合わせ等に対する対応の考え方について、具体的に記載すること。 5. 警備業務 警備業務に関して不法侵入者の建物への侵入対策について具体的に記載すること。 6. 防災及び減災 地震、風水害、その他の災害に関して、人身の安全確保及び施設の安全停止について、対応方法を具体的に記載すること。 また、重要機器の故障や停電時の非常時に関して、周辺環境及び施設へ及ぼす影響の抑制並びに施設の安全停止について、対応方法を具体的に記載すること。 7. 災害復旧 災害対応、被災後の復旧方策等について内容及び考え方を具体的に記載すること。 8. 保険への加入 保険への加入について、具体的に記載すること。 9. 見学者対応と情報発信 見学者対応に関して、施設見学者対応について、具体的に記載すること。 また、情報発信に関して、本事業の認知度向上を図る取組について、具体的に記載すること。

様式集 第8号

3 基本条件

No.	区分	種別	細目	頁	性能要件	適否	参照箇所	代替案の概要
4	3-1 事業実施場所及 び建設用地	(2) 建設用地		6	本事業の建設可能用地を図3-2に示す。事業者は、この中に本施設を建設する事業用地の範囲を定め、本事業期間において管理保全に努めること。なお、建設可能用地以外に事業用地を提案する場合は、県との協議により決定すること。	適 ・ 否		
5	3-5 処理汚泥量と施設 能力	(2) 施設能力		12	本施設の処理能力は、将来発生汚泥量の減少を考慮し、事業期間の中間年次(10年目)の日最大汚泥量55.19t/日を基本とする。 なお、施設能力の設定に当たっては、事業者は「別紙5 年次発生汚泥量と汚泥搬入条件」に示す年間処理汚泥量が全量受入れ可能な施設計画を提案すること。	適 ・ 否		
6	3-6 施設配置		(1)	13	汚泥の流れ及び肥料の搬出ルートを考慮し主要施設、設備を配置すること。	適 ・ 否		
7			(2)	13	各施設の配置は、全体の機能を十分考慮のうえ、効率よく配置すること。	適 ・ 否		
8			(3)	13	日常点検やメンテナンスに支障のないよう十分なスペースを確保すること。さらに維持管理作業等の動線、保安、緊急通路等についても、合理的な配置計画とすること。	適 ・ 否		
9			(4)	13	本施設の維持管理・運営等を行うための管理棟を事業者にて設けること。	適 ・ 否		
10			(5)	13	事業者は、図3-7に示す通り、既存管理棟1Fのうち、赤枠エリアを休憩スペースとして利用できるものとするが、利用に当たって、別途県及び浄化センター維持管理者と協議すること。なお、原子力災害時においては、東部下水道事務所の執務室として機能することから、事業者は優先的に使用できない場合がある。	適 ・ 否		
11			(6)	13	事業者は、図3-8に示す通り、既存管理棟2Fのうち、赤枠の会議室については、施設見学者対応等に利用できるものとするが、利用に当たって、別途県及び浄化センター維持管理者と協議すること。	適 ・ 否		
12	3-8 参画市町との関係	(4) 連絡会議		19	事業者は、連絡会議での協議、調整、報告事項に関して、基礎資料の提供や県の資料作成に協力すること。また、連絡会議には、必要に応じて県及び参画市町以外の者も出席することができるため、県が事業者の出席を求めた場合、事業者はこれに協力すること。	適 ・ 否		
13	3-9 関係法令等			20	本事業の実施に当たっては、関係する法令、規則、規格、基準等(最新版に準拠)を遵守すること。 なお、遵守すべき関係法令等は、「別紙6 関係法令等」に示す。	適 ・ 否		
14	3-10 基準、指針、仕様 書等			20	本事業の実施に当たっては、各工事に關連して公表されている基準及び仕様書等に準拠すること。基準及び仕様書等は、最新のものを使用すること。なお、準拠すべき基準及び仕様書等は「別紙7 基準、指針、仕様書等」に示す。	適 ・ 否		
15	3-11 環境への配慮	(1) 騒音に係る 規制基準		20	騒音に係る環境基準は、石越浄化センターの敷地境界においての基準を満足すること。なお、各種基準値の測定方法については、関連法令等に準ずること。 表3-4で基準値となる「現状騒音」については、事業者が試運転開始までに、通年の発生音を時間帯毎に測定(月1回以上、年12回以上)し、測定結果の平均値を基本に、県と協議して決定すること。なお、県が令和7年度に実施した騒音測定結果を表3-5に示すので、検討の参考とすること。 また、測定箇所については、本施設と周辺住居を結んだ線と、敷地境界線の交点(3箇所以上)を基本に、県と協議して決定すること。	適 ・ 否		
16		(2) 振動に係る 規制基準		21	振動に係る環境基準は、石越浄化センターの敷地境界において表3-6の基準を満足すること。なお、各種基準値の測定方法については、関連法令等に準ずること。	適 ・ 否		
17		(3) 悪臭に係る 規制基準		21	悪臭に係る環境基準は、周辺地域の生活環境が本事業の着手前より悪化することがないよう、表3-7の基準を満足すること。なお、各種基準値の測定方法については、関連法令等に準ずること。 表3-7で基準値となる「現状の臭気指数」については、事業者が試運転開始までに、通年の臭気を測定(月1回以上、年12回以上)し、月毎の基準値設定について、県と協議して決定すること。なお、県が令和7年度に実施した臭気測定結果を表3-8及び「別紙8 臭気測定結果」に示すので、検討の参考とすること。 また、測定箇所については、敷地境界については、本施設と周辺住居を結んだ線と、敷地境界線の交点(3箇所以上)を基本に、また、排出口については、脱臭装置排気口、換気口、脱臭設備入口などの臭気排出口を基本に、それぞれ県と協議して決定すること。	適 ・ 否		
18		(4) 汚水排水基 準		23	汚水排水基準は、表 3-10の基準値を満足することとし、水質と排水量について県と事前に協議すること。なお、返流負荷量については、約210kg/日を上限とするBOD濃度で排水すること。	適 ・ 否		
19		(5) その他		25	事業者は、ばい煙や粉じん等の前述した項目以外の環境汚染物質が発生する施設を整備する場合は、大気汚染防止法及び県の公害防止条例に基づく基準を満足し、届出等の手続きを実施すること。	適 ・ 否		

様式集 様式第8号

4 設計・工事に関する要求水準								
No.	区分	種別	細目	頁	性能要件	適否	参照箇所	代替案の概要
83	4-3 施工管理	(2) 整地		33	仮設工事に必要な整地及び仮設工事に使用した範囲の土地の整地は、事業者にて行うこと。	適 ・ 否		
84				33	工事用仮設物は工事完成までに撤去し、撤去跡及び付近の清掃及び地ならし等を行うこと。その際の残土処分については事業者の責任により適正に行うこと。	適 ・ 否		
85		(4) 安全衛生管理		34	事業者は、労働者の管理について全責任を負うこと。	適 ・ 否		
86		(5) 災害の防止		34	事業者は、工事期間中の各種災害の防止に必要な措置を講じること。	適 ・ 否		
87				34	事業者は、工事期間における火災、水害、その他の全ての損害に対して、工事現場及びこれに付随する財産及び人員を保護する責任を負うこと。	適 ・ 否		
88				34	事業者は、火災、暴風、豪雨その他不時の災害の際、必要な人員を出動させることが可能な体制を常に整えておくこと。	適 ・ 否		
89		(6) 警備・保安		34	事業者は、工事期間中、適切な仮囲い、照明その他の危険防止設備を設置すること。	適 ・ 否		
90		(7) 公害防止・環境保全		34	工事中発生する粉じん、騒音、振動、水質汚濁、悪臭、その他の公害の発生については、関係法令、要求水準に記載の要件を遵守するとともに、県の指示に従い、十分防止するように努めること。	適 ・ 否		
91				34	工事機械は低騒音及び低振動の機材を積極的に使用し、建設機械を使用するに当たっては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正：平成13年4月9日国土交通省告示第487号)に準じること。	適 ・ 否		
92				34	工事の実施に伴う周辺への騒音、振動及び地盤沈下並びに地下水位低下等の公害を防止する工法を採用すること。	適 ・ 否		
93				35	工事現場周辺での工事車両による事故及び交通渋滞の防止のため、交通誘導員を配置すること。	適 ・ 否		
94				35	工事現場内から退場する車両のタイヤの付着土砂による道路の汚れを防止するため、場内にタイヤ洗浄に関わる設備を設けること。	適 ・ 否		
95		(8) 地中障害物		35	事業予定地において予見できない地中障害物が発見された場合には、その時点で県と協議を行い、適宜対応策を検討すること。地中障害物については、「別紙2 敷地内埋設物」を参照のこと。	適 ・ 否		
96		(9) 電波障害発生の防止		35	建屋の形状等を考慮して、電波障害の調査を行い、発生を防止すること。	適 ・ 否		
97		(10) 建設廃棄物等の取り扱い		35	本施設の工事に伴って発生する建設廃棄物等は、廃棄物処理法、建設リサイクル法、その他関係法令、関連ガイドライン等を遵守し適正に処理又は処分すること。	適 ・ 否		
98		(11) 建設副産物の再生資源化等		35	建設発生土は極力場内で再利用し、仮置きする場合には飛散・流出対策を講じること。	適 ・ 否		
99				35	場外に搬出する際には、荷台をシートで覆う等、飛散防止に適切な措置を講じること。	適 ・ 否		
100				35	再利用・再資源化に努めてもやむを得ず発生する建設廃棄物については、廃棄物処理法、建設リサイクル法、建設廃棄物処理ガイドライン等に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。	適 ・ 否		
101		(12) 復旧等		35	事業者は、一般道及び施工範囲内外における設備等の損傷防止及び汚染防止に努めること。	適 ・ 否		
102				35	損傷又は汚染等が生じた場合には、直ちに県に報告し、対応を行うとともに県に復旧計画書を提出すること。	適 ・ 否		
103				35	復旧計画書の承認を得た上で、事業者の負担により、当該損傷又は汚染等を速やかに復旧すること。	適 ・ 否		
104		(13) 保険		36	事業者は、本施設の施工に際しては、火災保険又は工事保険(これに準ずるものを含む。)等に加加入すること。	適 ・ 否		
105		(14) 建築工事監理		36	建築部分の工事監理は、設計を行った者以外の者が行うこと。	適 ・ 否		
106		(15) 現場環境改善		36	事業者は、工事現場の環境改善を図るため、表 4-1に記載のうち、項目毎に1内容以上、計5内容以上を事業者の負担で実施すること。なお、具体的な実施内容、実施期間について施工計画書に明記するとともに、工事完成時において現場環境改善の実施状況が分かる写真を県に提出すること。	適 ・ 否		

様式集 様式第8号

4 設計・工事に関する要求水準

No.	区分	種別	細目	頁	性能要件	適否	参照箇所	代替案の概要
107	4-4 施設に関する要求水準	(1) 施設全般に関する要求水準	1) 本施設における材料、機器仕様等	①	37	使用する材料、機器等は、全てそれぞれの用途に適合する欠陥のない製品で、かつ、全て新品とすること。また、使用条件に応じた耐熱性、耐食性、耐候性、耐摩耗性の優れたものを選定すること。なお、県が必要と判断した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を行うものとする。	適 ・ 否	
108				②	37	日本産業規格(JIS)、電気規格調査会標準規格(JEC)、日本電気工業会標準規格(JEM)、日本水道協会規格(JWWA)、空気調和・衛生工学会規格(HASS)、日本塗装工事規格(JPS)等の規格品とすること。	適 ・ 否	
109				③	37	適正な維持管理のもと、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)」第14条の規定に基づき国土交通大臣が定める処分制限期間以上及び「別紙10 標準耐用年数表」に示される標準耐用年数以上の使用に耐えられる構造とすること。	適 ・ 否	
110				④	37	機器、部材、部品等については交換、修繕、保守等によって維持管理・運営期間における施設、設備の機能を保つことのできる構造・材質であること。	適 ・ 否	
111				⑤	37	施設については、建築基準法、消防法等の関係法令を遵守し、所轄建築主事、所轄消防との事前協議を行い、自重、積雪荷重、積載荷重、風圧、土圧、水圧、地震動、その他本施設の稼動中に予測される振動及び衝撃に対して下水道施設としての安全を確保すること。	適 ・ 否	
112				⑥	38	基礎良質な地盤に支持させ、地震に対して安全なものとする。基礎構造は上部構造の形式、規模及び支持地盤の条件並びに施工性等を総合的に検討し決定すること。	適 ・ 否	
113				⑦	38	機械設備については「下水道施設の耐震対策指針と解説-2025年版-(日本下水道協会)」に準拠すること。また、電気設備についても同様に「下水道施設の耐震対策指針と解説-2025年版-(日本下水道協会)」に準拠した耐震設計を行うこと。	適 ・ 否	
114			2) 計測		38	事業者は、適切な維持管理・運営に資するため、次の項目について計測する設備を設けること。 ①脱水汚泥量 ②受電電力量、受電効率、二次処理水使用量、汚水排水流量、上水使用量、燃料(A重油等)使用量、薬品使用量 ③排出ガス濃度(硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん)(大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設に該当する場合) ④肥料製造量、肥料搬出量 ⑤その他必要と認める事項(技術評価項目に関する事項等)	適 ・ 否	
115			3) ユーティリティ等	① 二次処理水	38	事業者は、二次処理水の取水・送水に必要な用水設備を設け、これを保守点検すること。なお、構造上等の理由で浄化センター維持管理者が用水設備を保守点検する場合は、その費用は事業者が負担すること。 また、二次処理水の取水量上限は、500m3/日とし、事業者は流量計により取水量を計測すること。 ただし、事業開始後の汚泥量の増加等、やむを得ない事情による場合は県と事業者が協議して変更することとする。 なお、取水箇所は、塩素混和池の流入部とし詳細は「別紙11 責任分界点」に示す。	適 ・ 否	
116				② 上水	38	上水は、事業者が登米市上水配管から引き込むこと。施設へ供給できる必要な設備容量を想定し計画すること。なお、これに必要な手続きや調整は、事業者の責により行い、施設整備等にかかる費用は、事業者が負担すること。	適 ・ 否	
117				③ 燃料	39	燃料が必要な場合、事業者が必要な設備を設置し、燃料を調達すること。燃料の貯蔵、取扱いに関しては、消防法で定められている指定数量に応じて所轄消防に設置許可申請又は届出を確実に行うこと。	適 ・ 否	
118				④ 電力	39	電力は、事業者が電気事業者より直接受電し供給すること。事業者は、電力事業者と調整した上で必要な受電設備や外構(柵や塀等で事業用地を外観的に分離するもの)、乗入れ等を構築し、電力事業者と直接契約すること。なお、これに必要な手続きや調整は、事業者の責により行い、施設整備等にかかる費用は、事業者が負担すること。	適 ・ 否	
119			4) 施設の安定運転		39	脱水汚泥の量及び性状の変動に対して安定した運転が可能であること。	適 ・ 否	
120			5) 施設の安全対策	①	39	肥料の貯留容量、設備仕様、発熱及び発酵時対策等に関して、製造される肥料の発熱及び発酵特性を十分把握したうえで適正な対策を行い、消防法等、関係法令に準拠した設備とすること。	適 ・ 否	
121				②	39	製造時、貯留時及び運搬時等における発熱、発酵、粉じんによる事故等に関する対策を行うこと。	適 ・ 否	
122				③	39	災害等の緊急時は、脱水汚泥供給の遮断、温度、圧力の異常上昇防止及び可燃性ガスの排除運転を行うなど、施設を安全に停止できるシステムとすること。	適 ・ 否	
123				④	39	設備を安全に運転するために必要な制御電源及び計装電源は、無停電化を行うこと。	適 ・ 否	
124				⑤	39	災害時、故障時等のフェールセーフ機能として、インターロック回路の構築や適宜、予備機バックアップを考慮すること。	適 ・ 否	